軽自動車税(種別割)の減免の対象となる障害一覧

障害の区分			身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視		害	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症
聴	覚 障	害	2級および3級	同上
平衡	機能	障害	3 級	同上
音 声 機 能 障 害 (咽頭摘出による音声機能障害が ある場合に限る)			同上	特別項症から第2項症
上肢不自由			 1級および2級	
障害のある方が 転する場合		ある方が運	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症および 第1款症から第3款症
不自由	生計を一にする方ま たは常時介護する方 が運転する場合		1級から3級までの各級	特別項症から第3項症
障害のある方が運 体 幹 転する場合			1級から3級までの各級および5級	特別項症から第6項症および 第1款症から第3款症
機能障害	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合		1級から3級までの各級	特別項症から第4項症
乳幼児期以前の 進行性脳病変に。		上肢機能	1 級および2 級	
る運動機能		移動機能	1級から6級までの各級	
心臓機能障害			1級および3級	特別項症から第3項症
じん臓機能障害			同上	同 上
呼 吸 器 機 能 障 害			同 上	同 上
ぼうこうまたは 直 腸 機 能 障 害			同上	同上
小腸の機能障害			同上	同上
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害			1級から3級までの各級	
肝臓機能障害			同上	
療育手帳受給者			療育手帳に判定が 最重度A	または 重度 A と記載されている方
精神障害者保健福祉手帳受給者			1級で次のいずれかに該当する方 ・自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方 ・医療福祉費受給者証(マル福)をお持ちの方 ・障がいの治療のため通院されている方	

※障害の区分(総合等級)が複合している場合、障害の区分ごとの障害等級により判断します。